



会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顯
弁護士 下 矢 洋 貴

【事例】

個人情報保護法やプライバシー権との関係で、当院患者の診療情報について、以下の公的機関から照会・開示請求があった場合、それぞれ応じる必要はあるのでしょうか？

- ① 当院患者の診療情報（病名や入通院期間等）について、警察から電話にて照会があった場合、又は警察から「捜査関係事項照会書」に基づく照会があった場合
- ② 当院患者の診療記録（カルテや看護記録等）について、裁判所から文書送付嘱託に基づく開示請求があった場合
- ③ 当院患者の診療情報（病名や入通院期間等）について、弁護士から弁護士会を通じて弁護士法23条の2に基づく照会があった場合

【回答】

①について

警察からの電話による照会には、基本的に応じるべきではありません。

他方で警察から捜査関係事項照会書に基づき照会があった場合には、照会に応じる法的義務はありませんが、照会内容も踏まえて回答の可否について検討することになります。

②について

裁判所からの文書送付嘱託に対しては、基本的には応じて問題ありません。

③について

弁護士会からの照会に対しては、基本的には患者の同意を得て回答するのが無難です。

【解説】

1. 個人情報保護法は、「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な（中略）その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（同法第1条）ものであり、個人情報の取扱についての手続きを定めた「個人情報取扱法」であり、プライバシー権などの個人の具体的な権利や実体的な利益を保護することを直接の目的とするものではありません。したがって、個人情報保護法を遵守しておけばプライバシー権等を侵害することはないというわけではないことに留意する必要があります。

各事例のような個人情報の第三者提供を行う場合には、まず第一に個人情報保護法による制限に違反しないかどうかという問題を検討し、次に個人情報保護法には違反しないとして個人のプライバシー権を侵害することにならないかどうかの問題を検討した上で対応する必要があります（新日本法規 Q & A 病院・医院・歯科医院の法律実務改訂版443頁以下）。

2. ①について

(1) 警察が、令状（捜索・差押令状）を持参し、令状に基づきカルテ等の開示を求めた場合は、それは強制検査であり、開示に応じる法律上の義務（強制力）がありますから、本人の同意を

要する例外としての「法令に基づく場合」（個人情報保護法第23条1項1号）に該当することはもちろんですし、プライバシー権の侵害も問題となりません。

一方令状に基づかない照会はあくまで任意捜査であり、照会に応じなければならぬ法的な義務はありません。そして、実際には、警察などの捜査機関はまずは令状に基づかない任意捜査のアプローチで患者の診療情報の問い合わせをしてくることがあります。

よって、この場合の対応については、医療機関において事前に対応を整理しておくことが肝要です。

(2) まず、患者の診療情報について、警察から電話にて照会が来たという相談をよく聞くことがあります。

しかし、電話による照会に対し電話口で安易に回答することは絶対に避けるべきです。そもそも、電話の場合、電話をかけてきている相手方が本当に警察官かどうかの確証があるわけではありませんし、また照会事項について明確な記録が残らなければ事後にトラブルとなる恐れもあります。よって、電話による照会には基本的に応じず（面会についても同様です。）、なおも警察が照会を求めるのであれば「検査関係事項照会書」という書面により照会するよう伝えるべきです。

(3) 次に、警察から患者の診療情報について「検査関係事項照会書」に基づき照会があった場合の対応についてですが、検査関係事項照会書は、検査を目的とした警察からの照会であり、刑事訴訟法197条2項を根拠にするものです。個人情報保護法23条1項1号は「法令に基づく場合」には患者本人の同意を得ずに診療情報を回答・提供しても同法違反にはならないとしており、患者の同意を得ず診療情報を回答・提供しても個人情報保護法違反とはなりませんし、検査への協力という正当な行為である以上、プライバシー権の侵害に該当するこ

とも通常は考え難いと思われますが、照会の目的・必要性を確認したうえで、必要最低限の範囲で回答すべきです。

もっとも、患者の個人情報保護の観点からは、この場合においても患者の同意を得たうえで回答するのが最も適切な対応といえます。よって、警察からの照会があったことを患者に告げ、患者の同意を得て回答・提供することを第一に検討すべきです。

3. ②について

文書送付嘱託とは、裁判所に係属している事件（民事訴訟）について、当事者からの申し立てにより、裁判所が文書の所持者にその文書を送付するよう嘱託するという手続きであり、民事訴訟法226条に規定されています。

文書送付嘱託も「法令に基づく場合」であるため、患者の同意なく回答・開示しても個人情報保護法違反の問題は生じません。文書送付嘱託にも強制力はなく、開示義務はありませんが、公平・中立な裁判所がその必要性や相当性を検討したうえで採用が決定されていること、文書送付嘱託制度は民事紛争を迅速、円満に解決し、円滑な経済活動や社会の安定と平穏の維持に資するという公共の福祉を図る目的で設けられており公益性が高いことから、嘱託に応じて文書を裁判所に送付する行為は正当行為とされて（大阪高裁平成19年2月20日判決 判例タイムズ1263号301頁）、個人情報やプライバシーに対する違法な侵害行為と評価されることは考えにくいため、嘱託に応じるのが一般的な対応です。但し、患者本人が訴訟当事者となっていない場合には、プライバシー権侵害の問題が生じることがありますので、やはり患者の同意を得て回答・開示するのが最も適切といえ、かかる対応を第一に検討すべきでしょう。照会に応じて回答・開示をする場合においても、個別の事例ごとに照会内容、照会の必要性及び理由をよく確認し、無関係な情報は回答・開示しな

いよう留意して下さい。

4. ③について

弁護士会照会とは、弁護士が、依頼者から受任している事件について、自らが所属している弁護士会（例えば、札幌であれば札幌弁護士会）を通じて、公私の団体に対し必要な事項を調査・照会する制度であり、弁護士法23条の2に規定されています。弁護士からの申出があると、弁護士会がその内容を審査し、不適切と判断した場合を除き、弁護士会から照会書が送付されます。

弁護士会照会は、弁護士法23条の2という法律を根拠にするものであり「法令に基づく場

合」であるため、患者の同意なく回答・開示しても個人情報保護法違反とはなりません。もつとも、捜査関係事項照会と異なり、捜査の必要性という公益性が存在するわけではありませんし、中立公正な裁判所からの嘱託である文書送付嘱託制度と同程度の公益性が存在するとも断定できず、プライバシー権侵害の問題が生じることがあり得ますので、患者の同意を得て回答・開示するのが最も適切といえ、かかる対応を基本的に検討することが無難です。

また、照会に応じて回答・開示をする場合においても、個別の事例ごとに照会内容、照会の必要性及び理由をよく確認し、無関係な情報は回答・開示しないよう留意して下さい。

